

事 務 連 絡
平成23年9月29日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

「平成23年台風12号」に関する
介護報酬等の請求等の取扱いについて（9月サービス提供分）

「平成23年台風12号」に関する介護報酬等の請求等の事務については、「平成23年台風12号」に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」（平成23年9月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により連絡したところであるが、平成23年9月サービス提供分（10月提出分）の介護報酬等の請求については、原則として概算による請求を行わないこととするので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。

なお、通常の方法による請求が困難な介護サービス事業所等については、個別に審査支払機関に相談の上、請求方法を決定する取扱いとする。また、請求明細書の提出期限は、通常どおり、10月10日（月）とする。